

第 7 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日時：令和 2 年 3 月 27 日(金)
10 時 00 分 ～ 時 分
場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、篠原書記、新関係長

議 題

1 議員定数等について

- (1) 市民アンケートの実施（案）について
- (2) その他

資料 1

2 政務活動費について

- (1) 広報費について

資料 2

3 行政視察について

4 その他

市民アンケートの実施（案）について

- 1 実施時期：令和2年5月1日～5月31日まで
- 2 実施方法：ウェブ上及び5月11日から15日まで開催予定の議会報告会（地域井戸端会）で「浜田市議会の議員定数等に関するアンケート」調査を実施
- 3 実施内容：「浜田市議会の議員定数等に関するアンケート」のとおり
- 4 その他：「はまだ議会だより5月1日号」へ議会の役割や活動状況（議会改革を中心に）掲載に合わせ、アンケート実施の告知及びQRコード等によりウェブ上アンケートへの誘導をおこなう。
また、議会報告会（地域井戸端会）において、参加者に対し正副議長から議会の役割や活動状況（議会改革を中心に）を説明いただいたうえで、アンケートへの協力を依頼する。

市民アンケートイメージ

■議会報告会（地域井戸端会）

期間：5月11日～15日

（10会場）

方法：会場で参加者へアンケートを配付・記入・回収・集計（手動）



■ウェブ（浜田市ホームページ→暮らしの情報→しまね電子サービス）

期間：5月1日～31日

方法：はまだ議会だより5月1日号に掲載したQRコードやアドレスからアクセスし、アンケートページへ誘導・入力・回答・集計（自動）



浜田市議会の議員定数等に関するアンケート

浜田市議会では令和3年度の改選時の議員定数について協議しています。
市民の皆様のご意見やご要望を参考にして、さらに検討していきたいと考えていますので、下記のアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

それぞれ質問の答えを英記号に○印又は意見等を記載してください。

質問1 あなたの性別・年齢・お住まいについて教えてください。

- A 男性 B 女性
C 20歳未満 D 20代 E 30代 F 40代 G 50代 H 60代
I 70代 J 80歳以上
K 浜田自治区 L 金城自治区 M 旭自治区 N 弥栄自治区
O 三隅自治区

質問2 浜田市議会の活動をどうやって知りますか。

- A 議会だより B ケーブルテレビ C ホームページ D 身近な議員
E わからない F その他（ ）

質問3 あなたの声が届く議員が何人いますか。

- A 0人 B 1人 C 2人 D 3人以上

質問4 議員定数は何人が適当だと思いますか。

- A 現在の24人が適当だと思う B _____人に増やすのが適当だと思う
C _____人に減らすのが適当だと思う D わからない

質問5 質問4の理由についてお聞かせください。

質問6 あなたの声がどうしたらもっと市議会に届くと思いますか。

議員定数に関する市民アンケートのお願い

浜田市議会では、次期一般選挙（令和3年10月）に向け、議員定数のあり方について検討しています。
市民のみなさんのご意見を参考にするためのアンケートに、是非ともご協力をお願いします。

議員定数を議論する上で市民のみなさんに知っていただきたいこと

○浜田市議会の近年の議会改革の取組

- ①議会機能の強化・・・通年会期制の導入（平成31年4月）
- ②議会運営の効率化・・・タブレット端末によるペーパーレス会議システムの導入（平成31年3月）
- ③広報広聴機能の充実・・・議会だより紙面刷新、議会報告会の開催方法見直し（平成30年度から随時）
- ④政策提言機能の強化・・・政策討論会の実施（令和元年8月）、政策提言書の提出（令和元年度3件）
- ⑤情報公開手段の拡充・・・本会議に加え委員会のインターネット動画配信開始（平成30年2月）

浜田市議会は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2018で、全国1,447の地方議会の中で61位でした。

○議会に必要な議員数の考え方

- ①議会の監視機能の重要性・・・地方分権改革により首長の方針が施策に反映しやすくなり、議会の監視機能も重要性を増してきている。
- ③委員会の審議能力発揮・・・浜田市議会には5つの常任委員会と3つの特別委員会があり、各委員会での審議能力を発揮するためには一定程度の人数が必要である。
- ③委員会の審議能力発揮・・・浜田市議会には5つの常任委員会と3つの特別委員会があり、各委員会での審議能力を発揮するためには一定程度の人数が必要である。

※⑩分程度で終わりますので、是非ご協力ください。

- | 質問一 | 質問二 | 質問三 | 質問四 | 質問五 | 質問六 |
|----------------------------|----------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-----------------------------|
| あなたの性別・年齢・お住まいについて教えてください。 | 浜田市議会の活動をどうやって知りますか。 | あなたの声が届く議員が何人いますか。 | 議員定数は何人が適当だと思いますか。 | 質問四の理由についてお聞かせください。 | あなたの声がどうしたらもっと市議会に届くと思いますか。 |

◆内容

https://s-kantan.jp/city-hamada-shimane-u/offer/offerList_initDisplay.action



◆方法2…はまだ議会だより5月1日号に掲載したQRコードやアドレスからウェブへアクセスし、アンケートページから回答していただきます。

【浜田市ホームページ↓暮らしの情報↓しまね電子サービス】



◆方法1…議会報告会（地域井戸端会）の会場でアンケートに記入していただきます。

◇期間…5月11日～15日

しまね電子申請サービス（浜田市）

様式管理

プレビュー 浜田市議会の議員定数等に関するアンケート

浜田市議会の議員定数等に関するアンケート

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

性別※ 選択解除	性別を選択してください。 ☐ 男性 ☐ 女性
年齢※ 選択解除	年齢を選択してください。 ☐ 20歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上
居住地※ 選択解除	お住まいの自治区を選択してください。 ☐ 浜田自治区 ☐ 金城自治区 ☐ 旭自治区 ☐ 弥栄自治区 ☐ 三隅自治区
浜田市議会の活動をどうやって知りますか。※ 選択解除	☐ 議会だより ☐ ケーブルテレビ ☐ ホームページ ☐ 身近な議員 ☐ 分からない ☐ その他
あなたの声が届く議員が何人いますか。※ 選択解除	☐ 0人 ☐ 1人 ☐ 2人 ☐ 3人以上
議員定数は何人が適当だと思いますか※ 選択解除	☐ 現在の24人が適当だと思う ☐ 現在の24人から増やすのが適当と思う(何人増やすか入力してください) ☐ 現在の24人から減らすのが適当と思う(何人減らすか入力してください) ☐ 分からない

質問4の理由についてお聞かせください	先ほどの質問に回答された理由を記載してください。 入力文字数: 0 / 1000
あなたの声がどうしたらもっと市議会に届くと思いますか。	あなたのお考えを自由に記載してください。 入力文字数: 0 / 1000

閉じる

■■■システムの操作方法に関するお問い合わせ先■■■

電子申請サービスヘルプデスク
TEL : 0120-464-119
(平日 9 : 00 ~ 17 : 00 年末年始除く)
FAX : 06-6455-3268
e-mail : help-shinsei-shimane@s-kantan.com

■■■手続きの内容に関するお問い合わせ先■■■

各手続きの申請画面に記載されている連絡先までお願いします。

しまね電子申請サービスは、住民や企業の方がインターネットを通じて行政手続、イベント申込み等を行うことができる、島根県と県内市町村が共同で運営するサービスです。

○運営団体・・・島根県電子自治体共同利用システム運営協議会
(島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、
飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
(事務局 島根県地域振興部情報政策課内))

広報費について

1 市政報告紙の違法認定の基準

- (1)「市政報告について政務活動費の支出が認められるのは、それが会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告するためであり、当該議員個人の PR について支出につながると認められる見出し、写真及び文章の有無やそれが当該市政報告紙に占める割合や体裁等を総合考慮して、主として議員個人の PR を目的とする場合には、使途基準に適合せず違法というべき」
(岡山市 H23 年度・高裁判決)

2 市政報告紙として適しているもの

- (1)議会報告（個人質問や代表質問+市の答弁）
- (2)調査研究報告
- (3)市の政策等に関する報告
- (4)市のかかえる課題に対する提言

3 市政報告紙の内容として適しているとは言えないもの

- (1)顔写真
- (2)大きな名前
- (3)プロフィール
- (4)選挙公約（又は抽象的な政策提言）
- (5)選挙直前におけるこれまでの議員活動のまとめ（特に直前 4 年間）
- (6)後援会活動
- (7)コーヒーブレイク的なもの

上記(1)～(7)の合計を全体の 1/3～1/4 程度に抑えることが一つの目安（私見）

4 広報誌関係（その他）

- (1)封筒印刷代やラベル購入費等について、「汎用性が高い」として封筒印刷時期と市政報告印刷時期が約 3 か月以上離れているものは、使途基準に合致しないとされた例もある。
(対策)

(2)そもそも、政務活動費は補助金的性質のものであるため、印刷された封筒の使途については、概算でも構わないので明らかにする必要がある。

5 ホームページ作成・管理費関係

- (1)ホームページ上の掲載情報量は、市政報告紙などの紙媒体とは比較にならない規模で、また、特定の市民だけでなく、市民全体に知らしめることができるものであり、市政報告紙の郵送やポスト投函等の費用と比較しても明らかに安価に広報することが可能であり、近年はかかる費用の政務活動費での支出も問題となっている。
- (2)裁判所の判断基準は基本的に市政報告紙の場合と大きく異ならない。「市議会における質疑応答部分の記載はあるものの、写真付きプロフィールや挨拶文、政治理念及び政策、ブログ等へのリンクも相当部分を占めており、これらは議員個人のPRを目的としていることから、市政報告部分と議員個人のPR部分が混在しており、具体的比率が判明しないので50%按分した限度で支出を認める。」

引用

令和2年1月30日開催の全国市議会議長会事務局職員研修会

講師 弁護士 佐々木基彰氏

「判例から見る政務活動費の適正支出について」から（抜粋）

6 政務活動費に関するQ&A（平成31年2月全国市議会議長会提供）

「3 広報費に関する判例抜粋」

別紙のとおり

政務活動費に関するQ & A

(参考指針)

平成31年2月
全国市議会議長会

3 広報費

会派（議員）が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

Q 広報費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。

A 広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性があります。

広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めています。その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その割合については、多くの判例等が50%を基本としています。

ただし、50%以下であれば常に支出が適法とされるわけではないことに注意が必要です。事例によっては、これとは異なる割合を示した判例等もあります。例えば、政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素（写真やプロフィールなど）が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断され、その全額が返還の対象となっています。

また、広報紙に議員の顔写真を掲載することについて、以前の判例等は、具体的な基準等に関する判断を示すことなく、これを認めていました。しかし、近年は、掲載状況等を検証した結果、宣伝活動の一つとみなし、これを按分の対象とする判例等があります。さらに、広報紙の配布自体を選挙活動の一部が混在する行為とする判例等もあります。

議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載するのは必要最低限にとどめ、掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要と考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

【平成16年（行ウ）第37号（平成18年7月11日 千葉地裁）】

顔写真の掲載については、会派の所属議員を明確にする意味及び広報を掲載することに責任を持つ観点からも、所属議員を市民に知らせるために許されるものといえ、「広報費」としての本件用途基準の観点から問題となることはない。

【平成24年（行ウ）第66号（平成26年3月26日 横浜地裁）】

原告は、議員本人の写真や似顔絵が掲載されている広報紙は事前運動等の公職選挙法違反であるから費用を按分すべきであり、2分の1を超える部分は目的外支出であると主張する。しかし、写真や似顔絵を載せるだけで公職選挙法違反になるとは解されないし、写

真等を載せることは発行者ないし作成者を示す意義も有し、これらが掲載されていることのみで一律に議員個人の宣伝目的を併有すると認めることはできないから、原告の主張を採用することはできない。もっとも、写真の大きさや使い方によっては議員個人の宣伝目的といわざるを得ない場合もあると考えられるが、どの程度であればそのように言えるかは個別具体的に検討せざるをえない。

【平成24年（ワ）第530号（平成27年1月13日 長崎地裁）】

本件広報誌の表紙や本文には、A議員の氏名、写真及び似顔絵、住所、経歴などのプロフィールが大きくあるいは目立つようにレイアウトされ（とりわけ、本件広報誌の表紙につき顕著である。）、表紙の下部には「市政へのご相談などは、A（住所と携帯番号が記載）まで」との記載があることが認められ、これらによれば、本件広報誌等の作成費用には、政務調査活動としての市政活動等の広報を行うために要する経費だけではなく、実質的には、それ以外のA議員の政治活動のための経費が含まれていると推認される。

そして、A議員からは、当該支出のうち政務調査活動に支出した割合についての合理的な説明がないから、その2分の1は目的外支出というのが相当である。

【平成28年（行コ）第2号（平成29年3月30日 広島高裁）】

【原審：平成25年（行ウ）第12号（平成28年4月27日 岡山地裁）】

A議員の市政報告紙（全2頁）は、1頁目の全面にわたってA議員の写真が大きく掲載されるとともに、A議員の目指す市政等が記載されていると認められ、こうした記載に、会派の調査研究及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするという実質を認めることはできない。そして2頁目について見ても、市の選挙人名簿登録者数等が記載されているところ、こうした記載にも上記の広報の実質を認めることはできない。このように、上記市政報告紙は、市の平成23年度補正予算や防災対策等の市政に関する広報に関する記載もあると認められるものの、おおむねその半分以上がA議員個人に関する記載で占められていること等に照らすと、上記市政報告紙に係る支出は、主として、A議員のPRを目的とするものと認めざるを得ないから、使途基準に適合しないというべきである。

そうすると、上記市政報告紙に係る作成費等は、1審原告が求める50%の限度で、返還の対象となるというべきである。

【平成26年（行ウ）第15号（平成30年1月31日 岡山地裁）】

上記市政報告紙（全2頁）は、1頁目においては、複数の当該議員の写真の掲載並びに当該議員のあいさつ及び市政報告会が開催された旨の記載が主であり、調査研究活動との関連性が不明な内容であるほか、2頁目においても、市議会における個人質問の内容等が記載されているものの、中心に大きく当該議員の写真が掲載されていることが認められる

から、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められる。

したがって、上記各支出は使途基準に適合しないというべきであり、その全額について、返還の対象となる。

【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】

【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】

当該議員の写真、似顔絵や挨拶文、プロフィールについては、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず、むしろ、当該議員自身について広くアピールするための掲載内容であって、選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。そして、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めていることからすれば、当該議員レポートの印刷に要した経費は、調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

この点について、当該議員は、広報誌の紙面全体に占める同人の写真、似顔絵及びプロフィールの割合は1割程度であるから、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということとはできないし、仮にそうでないとしても、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出額の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、当該議員の広報誌に記載された挨拶文についても、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえない所信表明を含む内容のものとなっていることや、上記写真、似顔絵、挨拶文及びプロフィールが、特に読者の目を引き易い広報誌の冒頭及び末尾に掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないことをもって紙幅の相当程度を占めていないと判断することは相当ではなく、また上記割合により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることも相当でないから、当該議員の主張は採用できない。

【平成29年（行コ）第31号、同第172号（平成30年3月27日 大阪高裁）】

【原審：平成27年（行ウ）第15号（平成28年12月27日 奈良地裁）】

会派、議員が行う県政の政策等に関わる情報とはいえない記事や写真については、その内容や大きさ、配置からみて県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかな場合か、あるいは県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されている場合であれば、県政の政策等に関わる情報の一部を構成するものといえ、按分を要しないと解される。議員のプロフィールも、県政の施策等に関する情報の発信者を説明するものとして相当な範囲に収まり、当該情報と合理的な関連性があると認識できる限度においては、同様に解することができる。

これを本件についてみるに、A議員の広報紙には、1頁目にA議員の県議会活動を報告

した部分と2頁目の末尾に議員活動を報告した部分（いずれもその記事の内容に係る写真を含む）があり、これらはその内容を通じて県政の施策等に関わる情報ということができるが、その他の①A議員の全身の写真、プロフィール、②政治信条及び③「近年の政治の動向と小選挙区制の是非」との記事は、県政に関する施策等に直接関わる情報ではなく、前記の県政に関する施策等に関わる記事との間に合理的な関連性があると認識できるものでもなく、単にA議員を宣伝するものにすぎないということができる。

したがって、本件手引の使途基準の考え方に則り、前記①ないし③の記事が前記広報紙の約半分を占めていることが認められることなどを考慮し、前記広報紙の印刷費等のうち2分の1について政務活動費を充当することができるが、その余の部分に政務活動費を充当したことは本件使途基準に適合せず、違法であるということができる。

B議員の広報紙には、①B議員の写真、プロフィール、②地元高校の甲子園出場に関する記事や③「参議院選挙結果と先送りされた課題」と題する記事が掲載されていることが認められる。そのほかの1頁の最下部及び2頁には県議会の質疑の内容、3頁には県会議員としての活動状況の記事が掲載され、これらは県政の施策等に関わる情報であるということができるところ、前記①の写真やプロフィールもその配置や大きさからして、紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定・紹介するものとして合理的な関連性があるものと認識することができる。

他方、前記②及び③は、県政に関する施策等に関わる情報とはいえず、その内容からみて県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかであるともいえず、県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されているものでもない。

したがって、本件手引の使途基準の考え方に則り、前記②及び③の記事が前記広報紙の約100分の7を占めることが認められることなどを考慮し、前記広報紙の印刷代等のうち100分の93について政務活動費を充当することができるが、その余の100分の7に相当する部分に政務活動費を充当したことは本件使途基準に適合せず、違法であるということができる。

【平成29年（行ウ）第9号（平成30年4月11日 神戸地裁）】

会派広報は、当該会派の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであれば、これを発行して配布することは、市政の課題を解決し、市民の意思を市政に反映させる契機になることから、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるということができる。

これに対し、当該会派に所属する議員個人の情報を会派広報に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次回の選挙で当該議員を当選させやすくするという選挙活動の側面を有するから、原則として当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たらないというべきである。もっとも、当該会派の議会における活動等を報

告するに当たっては、当該会派に所属する議員の情報を併せて報告した方が、その目的を達成するためには効果的な場合もあり得ないわけではないと考えられる。

以上を総合的に考慮すると、①会派広報の発行及び配布は、その紙面が専ら当該会派の議会における活動又は市政についての報告等（以下「会派活動報告等」という。）を内容とするものであった場合には、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たり、その作成に要する経費（印刷代金、作成費等）の全額につき政務活動費を充てることができる。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費に政務活動費を充てた当該会派は、当該充当額の全額につき、法律上の原因なく利益を受けたとはいえないと解される。

他方で、②会派広報の発行及び配布は、その紙面に会派に所属する議員個人の氏名若しくは役職等の情報またはその写真（以下「議員個人情報等」という。）が掲載されている場合において、当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、議員個人情報等の紙面に占める割合等を総合的に考慮して、専ら会派活動報告等を内容とするものとはいえず、会派活動報告等と、当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等が混在していると評価されるときは、会派活動報告等に相当する部分については、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるということができるが、議員個人情報等に該当する部分については、これに当たるということはできない。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費（印刷代金、作成費等）のうち会派活動報告等に相当する部分（その割合に応じて按分した額）に限り、政務活動費を充てることができる。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と、議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

一審原告は、県政報告には、政務調査に関連する側面はあるが、議員としてのアピール、政治活動の側面が強いから、専用面積により按分するのは妥当ではないと主張する。

しかし、証拠によれば、上記県政報告に上記側面があるとしても、県政報告部分の記載内容は県政報告そのものであることが認められるから、専用面積により按分するのが相当

である。

Q ホームページの開設、管理費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。

A ホームページの開設、管理に係る経費に対する支出について、判例等は、政務活動費の支出を認めています。が、広報紙と同様に按分することを基本としています。按分割合については、証拠上、これが不明な場合、2分の1とする判例等が多くあります。

また、ホームページの更新料等について、支払時期が到来した年度の翌年度にこれを支出することを認める判例等がありますが、資料購入費等で説明しているとおり、各市議会の判断でできるだけ当該年度の分は当該年度の政務活動費で対応する方式を基本とすることも考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

【平成22年（行コ）第242号（平成22年11月5日 東京高裁）】

【原審：平成19年（行ウ）第45号（平成22年6月9日 横浜地裁）】

政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務調査費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される。地方自治法その他の関係法令に、そのような取扱いを禁止する定めがないからである。そして、控訴人補助参加人（会派）は、このような現金主義を採用しているものとみられる。被控訴人らは、平成16年度に支払時期が到来したものに平成17年分の政務調査費を充てることはできないと主張するが、そのように解すべき法的論拠はない。そうすると、前年度（平成17年3月分）のホームページ更新料、ブログ費用及びドメイン利用料の合計10万7100円を平成17年4月12日に平成17年度の政務調査費から支出することについて、被控訴人の主張するような違法の問題は生じない。

【平成23年（行ウ）第21号（平成27年1月20日 岡山地裁）】

議員のホームページ開設・管理のためのパソコン用ソフト購入費、管理料、議員のホームページ開設のためのレンタルサーバーのドメイン取得料について、議員個人のホームページは、市政の調査研究活動以外の活動のためにも用いられ得るものであって、当該ホームページが専ら市政の調査研究活動を目的としたものであるとか、専ら市政の調査研究以外の活動を目的としたものと認めることはできないから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】

【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】

当該議員のホームページは、市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の写真と共に同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとは言いがたく、むしろ、当該議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、そうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの維持管理に要した費用は、支出に調査研究以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

【平成29年（行コ）第125号、同171号（平成30年2月22日 大阪高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第57号（平成29年4月25日 神戸地裁）】

県においては、当該年度に交付された政務活動費等は、当該年度に生じた必要な経費にのみ充てることが予定されているというべきであって、任期中の政務活動等であれば、政務活動費等が交付された年度にかかわらず充当することができるとの規律になっているものではないから、採用することができない。

【平成29年（行コ）第31号、同172号（平成30年3月27日 大阪高裁）】

【原審：平成27年（行ウ）第15号（平成28年12月27日 奈良地裁）】

ホームページを通じて議員の県議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することを可能にし、議員の調査研究活動に資するものであるところ、ホームページが更新されなかったとしても、当然に、県民への情報提供や意思表示等の必要が生じた場合に直ちにホームページに掲載できるよう備える必要がなかったとか、過去に発信した情報を閲覧可能な状態に置くことに意味がなかったなどということはできないのであって、その維持管理のために支出した費用に政務活動費を支出することは適法である。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

ホームページ更新費は、広報費に該当する支出であると考えられるが、広報費として上記支出を見た場合、その内容を分析し、政務調査に係る部分とそうでない部分を区分けして、政務調査費に係る部分を按分して支出する必要があるところ、証拠上按分した形跡は見当たらず、また、上記ホームページ中には、A議員の議会活動及び県政に関する政策等

の広報活動も含まれているといえるものの、証拠上、按分割合が不明であることから、2分の1を超えて政務調査費から支出することはできないというべきである。

Q 切手や葉書の購入費に対する支出について、どのような点に留意するべきですか。

A 切手を広報紙の送付等に用いることについて、判例等は、これを認めています。しかし、切手は、汎用性があるために政務活動以外の目的に利用される可能性もあります。専ら政務活動に利用されているということが立証されない場合、広報紙の作成に関する費用と同様にこれを按分する判例等があります。

また、先に述べたように切手の汎用性のほか、その換金性についても考慮しておく必要があります。

年度末に切手を大量に購入し、それを翌年度に利用することについて、違法ではないとする判例等があるものの、残余として返還すべき政務活動費の金額を少なくするために、意図的に次年度分の費用を当該年度分として計上する手法を用いたと判断され、これを違法とする判例等があります。近年の政務活動費に関する不適切な支出とされる事例があることを意識した司法の判断と推察することができます。

切手の購入については、資料購入費における書籍等の年間購読費のように、各市議会の判断でできるだけ必要な時に必要な数量を購入し、年度内に使い切るという運用を基本とすることも考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

【平成25年（行ウ）第677号（平成28年3月11日 東京地裁）】

年賀はがき、暑中見舞いないし残暑見舞い用の夏はがき及び慶事用の切手の購入並びに議長就任あいさつ用のはがきの送付に係る経費であることが報告されていることが認められる。これらは議員の調査研究の端緒となることが通常想定し難い郵便に係るものであって、政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出であり、使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして、これを覆すに足りる被告（区長）及びA会派の立証主張はないことからすると、上記支出は、使途範囲外支出であると認められる。

【平成27年（行コ）第2号、同第9号（平成28年6月22日 仙台高裁）】

【原審：平成22年（行ウ）第13号（平成26年11月27日 仙台地裁）】

切手はその性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、A会派は、上記切手は、政務調査活動の成果である議会活動報告紙の発送費用であると主張するが、これを裏付ける客観的資料は認められず、上記切手が調査研究

活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということはないから、上記切手代は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

【平成28年（行コ）第413号（平成29年3月14日 東京高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第62号（平成28年10月26日 さいたま地裁）】

同条例は、政務活動費の交付を受けた議員はその交付を受けた年度内に当該政務活動費を支出することを予定しているものである。そして、当該議員が平成25年度の政務活動費から同年度内に代金を支払って切手を購入したことが同条例に反するものではなく、当該政務活動費の交付に係る被控訴人の財務会計上の行為に瑕疵があったとも認められない。

控訴人らが指摘する本件指針における年度をまたぐ支払についての記述は、同条例の上記定めを前提として、当該市議会議員が実際に政務活動費の支払をした時点で当該政務活動費の支出があったものと処理することを原則とする（現金主義）が、年度末が支払期日である光熱費等につき年度末が休日等でやむを得ず4月1日以降（翌年度）に支払をした場合には、例外として3月分（3月31日までの年度）の政務活動費の支出として処理する旨の取扱いを定めたものであるところ、当該議員は平成25年度の政務活動費を同年度中に支払ったものであるから、これは、本件指針が定める例外的取扱とは関係なく、本件指針に反するものではない。なお、平成25年度の政務活動費で購入した切手を当該議員の同年度中の広報広聴活動に使用することが望ましいかどうかはともかく、同条例上その使用時期を定めた規定はなく、また、当該切手を平成26年度に使用することが地方自治法208条に定める会計年度独立の原則に反しないことは引用に係る原判決の判示するとおりである。

【平成25年（行ウ）第811号（平成29年4月27日 東京地裁）】

平成23年度の最後の議会報告が発行された時期よりも約2週間も後である平成24年3月8日に1000枚の80円切手が購入されていることからすれば、これも議会報告の送付とは関係なく購入されたものと認めるのが相当であり、議会報告の郵送のために購入したという会派の主張は直ちに信用することができないというべきである。そうすると、切手の購入については、上記のような本件における会派の主張立証の状況をも踏まえると上記各切手の購入の時期等に係る外形的事実をもって、それらの購入に係る支出が本件使途基準に適合しないことが一応推認されるというべきである。

D議員は、1回に郵送する議会報告は約1万部であり、上記各切手をその郵送のために用いた旨証言等するが、同証言等によっても上記各支出の購入時期等の外形的事実について合理的な説明がされているとはいえず、その他、上記推認を覆すに足る証拠はない。

一方、会派は、はがき代について、購入した議員がはがき版の議会報告を送付するために購入したと主張し、D議員もこれに沿う証言等をすると、原告が指摘する平成24

年度以降に議会報告を行ったはがき代が政務調査費から支出されていないという点を考慮したとしても、A会派の所属議員が政務調査費から支出せずに購入したはがきによる議会報告を行っている可能性もあるのであるから、平成24年度以降に政務調査費から議会報告のためのはがき代が支出されていないという事実をもって、はがき代の支出が本件使用基準に適合しないものであることを推認させる一般的、外形的な事実が立証されたとまでは認められないというべきである。

以上によれば、本件使用基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である。

【平成29年（行コ）第125号、同171号（平成30年3月22日 大阪高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第57号（平成29年4月25日 神戸地裁）】

当該切手を当該年度内に使用し切らなくても差し支えないこととすれば、政務活動費等の剰余金の返還を免れることが容易になり（この点、当該切手を売却することにより換金し、広報広聴活動以外の経費に充てることも不可能ではない。）、年度単位で収支計算がされる政務活動費の制度趣旨に反する結果を招来するおそれが高いといわざるを得ない。このことは、県において、平成26年10月1日以降、政務活動費を切手の購入に充てることが原則として禁止されていることから明らかである。

以上のとおり、改正前条例及び改正後条例の趣旨からすれば、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることはできないというべきである。

これに対し、被告人及び参加人は、①手引において禁止されていないこと、②議員の活動は年度ごとに完結するものではなく、任期中継続して行われることからすれば、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは当然予定されている旨を主張する。

しかし、上記①についていえば、手引に記載がないことをもって、法令上当然に許容されているということにはならない。

また、上記②についていえば、たとえ議員の活動は年度ごとに完結しない継続的なものであるとしても、政務活動費等の収支計算が年度単位で行われるものである以上、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは許されないというほかはない。このように解しても翌年度に行う広報活動又は広報広聴活動のために必要な切手の購入費用は、翌年度に交付される政務活動費等から支出することができるのであるから、議員活動に支障が生じるということもできない。（中略）

また、控訴人は、年度末の時点で未使用の切手が存在したとしても、当該切手が次年度以降に広報誌等の郵送のために使用されていれば、使用された時期が次年度以降になったとしても、利益は現存しないことになる旨主張するが、年度末の時点で未使用の切手を次年度以降に使用することは違法であり、次年度以降の郵送には当該年度の政務活動費が充てられるべきであるから、次年度以降の切手の使用によって利益が現存しないことになる

と解することはできないというべきである。